

2022年度 弘済会読書活動推進事業募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会滋賀支部

1 事業の目的

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の2つをもつとされ、学校図書館が「学校教育の中核としての役割」を果たすことが期待されています。この役割を果たし、児童生徒の読み解く力や学ぶ力の向上、さらには自己実現し社会貢献できる資質を培う取り組みを支援します。

2 選考の視点

- ◇ 学校の図書館の現状を踏まえ、期待される機能の改善に資する取り組みであること。
- ◇ 児童生徒の読書活動や学習での図書館活用を積極的に支援できる取り組みであること。

3 応募の条件

- ◇ 滋賀県内公立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校を対象
- ◇ 過去にこの助成を受けていないこと。
- ◇ 当年度に当支部の他の助成を受けていないこと。（学校研究助成・研究奨励助成との重複）

4 図書贈呈額

- ◇ 1校10万円（税込）

5 募集件数

- ◇ 50件（未応募の学校を対象とします。）

6 購入可能な図書

- ◇ 児童生徒が図書館において活用できる図書類。教職員が活用する指導書や参考図書等は対象外です。

7 募集期間

- ◇ 2022年4月1日から2022年6月17日 当支部事務局に必着

8 応募方法

- ◇ 「2022年度弘済会読書活動推進事業申請書」により、弘済会学校担当者を通じて、または当支部へ直接に提出してください。
- ◇ 申請書には必ず購入希望図書の一覧表（様式6-1②）を添付してください。

9 決定と通知

- ◇ 助成事業選考委員会で選考し幹事会の議を経て決定し、通知します。

10 贈呈方法

- ◇ 全教職員の集まる職員会議等で当支部役員・参事が、弘済会事業説明会及び贈呈を行います。
同一年度内で既に「弘済会事業説明会」を実施済みの場合は、贈呈のみとします。

11 報告書等の提出

- ◇ 申請者は贈呈後、2023年2月末日までに「弘済会読書活動推進事業成果報告書（別紙）」・「会計報告書（別紙）領収書・納品書添付」と、「購入書籍や活用の様子を示す写真等」を当支部へ提出してください。

12 その他

- ◇ 申請者名・学校名は、「弘済会だより」に掲載します。
- ◇ 申請書の返却はしません。
- ◇ 申請書・報告書は、日教弘滋賀支部のホームページからダウンロードできます。
- ◇ 購入総額が贈呈額の10万円を超えるように購入図書等を選書してください。（原則返金不可）

〔応募に関する参考〕

○児童生徒の「読書センター」および「学習・情報センター」としての機能

学校図書館の機能については、これまでから、児童生徒の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能という2つの柱をもつものにとらえられてきました。この2つの機能が発揮されることにより、学校図書館は「学校教育の中核」たる役割を果たすことが期待されています。

《児童生徒の「読書センター」としての学校図書館》

※学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たす。

- ～ 学校教育の一環として、すべての子どもに、本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与える。
- ～ 子どもたちが、自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供したり、様々な本を紹介したりして、読書の楽しさを伝える。

《児童生徒の「学習・情報センター」としての機能》

※学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たす。

- ～ 図書室で、図書館資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用される。
- ～ 教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、深める、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する。
- ～ 利用指導等の取組を通じ、情報の探し方・資料の使い方を教える。
- ～ 児童生徒が学習に使用する資料や、児童生徒による学習成果物などを蓄積し、活用できるようにする。

(文部科学省 学校図書館のホームページより抜粋)

○この事業につきましては、2022年度と2023年度の2年間で終了します。